

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年12月3日

横浜市契約事務受任者
選挙管理委員会事務局長 小磯 行生

1 契約の概要

第49回衆議院総選挙 啓発幕類等掲出企画・運営・撤去委託(北部)
・第49回衆議院議員総選挙の投票日の周知と投票参加を呼びかける幕類の掲出にあたり、横浜市北部9区役所において掲出場所の調査、企画提案等及び幕類の製作・設置・メンテナンス・撤去を行うもの

2 履行(納品)場所

区役所9区(鶴見区、神奈川区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、瀬谷区))計9か所

3 契約日

令和3年10月8日

4 履行日又は履行期間

令和3年10月8日から令和3年11月8日まで

5 契約金額

842,600円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社 旭広告社
横浜市中区常磐町2-19

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

急遽、選挙期日が当初の想定よりも前倒しで執行されることが決まり、期日前投票が始まる10月20日までに確実に幕類等の設置を行うには、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ、幕類等の掲出開始が大幅に遅れ、その結果、区役所を訪れる有権者等への周知に支障をきたすこととなるため

8 契約の相手方の選定理由

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙の公募型指名競争入札で行った啓発幕類等

掲出企画・運営・撤去委託で応札のあった唯一の業者で、横浜市議会議員磯子区選挙区補欠選挙及び横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙においても当該委託業務にあたった経験があり、設置箇所などにも精通し、管理者の意向等により設置箇所が変更となった場合や修復などのメンテナンスが必要となった場合でも確実に対応可能なため

9 所管課

選挙管理委員会事務局選挙課